

◎強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律 新旧対照表
 ○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年法律第九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土強靱化実施中期計画）</p> <p>第十一条の二 政府は、国土強靱化基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画（以下「国土強靱化実施中期計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 国土強靱化実施中期計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 計画期間</p> <p>二 計画期間内において国土強靱化に関し実施すべき施策の内容及び目標</p> <p>三 国土強靱化に関し実施すべき施策の進捗状況、財政状況等を踏まえ、前号に掲げる施策のうちその推進が特に必要となる施策の内容及びその事業の規模</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、国土強靱化実施中期計画の実施に関し必要な事項</p> <p>3 第十条第三項から第六項までの規定は、国土強靱化実施中期計画について準用する。</p>	<p>（新設）</p>

(国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が国土強靱化基本計画及び国土強靱化実施中期計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 (略)

2| 本部は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、国土強靱化推進会議、都道府県、市町村及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

3| 前項の規定は、国土強靱化基本計画又は国土強靱化実施中期計画の変更の案の作成について準用する。

(国土強靱化基本計画の実施に関する勧告)

第十二条 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(所掌事務)

第十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国土強靱化基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 関係行政機関が国土強靱化基本計画に基づいて実施する施策の総合調整に関すること。

三 (略)

(新設)

(新設)

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 (略)

2～6 (略)

(削る)

7| (略)

(国土強靱化推進会議)

第二十二條の二 本部に、第十六條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、国土強靱化推進會議(次條において「推進會議」という。)を置く。

第二十二條の三 推進會議は、議長及び委員二十人以内で組織する。

2| 推進會議の議長及び委員は、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3| 推進會議の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4| 推進會議の議長及び委員は、再任されることができ、
5| 推進會議の議長及び委員は、非常勤とする。

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第十七条 (略)

2～6 (略)

7| 本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

8| (略)

(新設)

(新設)

